

衛生・感染症対策マニュアル

放課後等デイサービス・児童発達支援 このおと

はじめに

このマニュアルは、このおとにおける職員が、感染症に的確かつ迅速に、予防または対応するために必要な事項を定めて、利用者・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

1. 感染症の理解

感染症には以下の種類がある。

感染経路の種類	留意点	主な病気
飛沫感染	・咳やくしゃみ、会話をした際に口から飛ぶ病原体を含む分泌物を吸い込むことで感染する。 ・飛沫が飛び散る範囲は1～2mのため、2m以上離れていれば感染の可能性は下がる。	・インフルエンザ ・風邪 ・手足口病 ・ヘルパンギーナ ・風疹 ・耳下腺炎 ・麻疹 ・水痘 ・帯状疱疹 等
空気感染	・咳やくしゃみ、会話をした際の病原体を含んだ飛沫の水分が乾燥し、空気中に舞う微粒子を同じ空間にいる人が吸い込むことで感染する。	・麻疹 ・水痘 ・帯状疱疹 等
接触感染	・皮膚、粘膜などの直接的な接触による感染 ①直接接触感染 感染している人に直接接触することで感染する（握手、だっこ等） ②間接触感染 汚染されたものを通して感染する（ドアノブ、手すり等）	・感染性胃腸炎 ・風邪 ・手足口病 ・風疹 ・耳下腺炎 ・麻疹 ・水痘・帯状疱疹 ・インフルエンザ 等
経口感染	・病原体を含んだ食物や水分を摂取することで感染する。	・ノロウイルス ・黄色ブドウ球菌 ・カンピロバクター 等
血液・体液感染	・血液には病原体が潜んでいることがあり、血液が傷ついた皮膚や粘膜につくと、そこから病原体が侵入し、感染する。 ・皮膚にできた傷を通して、病原体が侵入する可能性もある。	・B型肝炎 ・C型肝炎 等
節足性動物感染	・病原体を保有する蚊やダニなどの虫が人を刺すことで感染する	・日本脳炎 ・マラリア ・デング熱 等

2. 予防

1) 手指等の衛生管理

- ・正しい手洗いを励行する
- ・タオルの共有は行わず、使い捨てペーパータオルを常設する。
- ・事業所の入り口、事務所、トイレに消毒液を設置し、スタッフの手指消毒の徹底、利用者への声掛けを行う。
- ・スタッフは爪を短く切る。

2) 咳・くしゃみの対応

- ・風邪症状などがある場合には、マスクの着用を推奨する
- ・マスク着用が困難な場合には、袖やタオルなどで口や鼻を覆い、飛散を防ぐ。
- ・鼻をかんだ際や、唾液が手についた際には石鹼を用いた手洗いとアルコール消毒を行う。

3) 嘔吐物

- ・嘔吐物は、ゴム手袋、マスクを着用し、ペーパータオルや使い捨ての布で拭き取る。
- ・拭き取ったものはビニール袋を二重して密封して廃棄する。
- ・拭き取り後、しっかりと乾燥させてから次亜塩素酸での拭き取りを行う。
- ・処理後には、石鹼を用いてしっかりと手洗いを行う。
- ・処理中～後には、換気をしっかりと行う。

4) 便の取り扱い

- ・おむつ交換、トイレ介助の排便の際は、使い捨て手袋を着用し、終了後は石鹼での手洗い、手指消毒を行う。

5) 血液・体液の取り扱い

- ・皮膚に傷や病変がある場合には、絆創膏で覆うなどの保護を行う。
- ・鼻出血や外傷に触れる場合には、できる限り使い捨て手袋を着用し、終了後は手洗いを行う。
- ・唾液が付着した楽器などは特に丁寧に消毒を行う。

6) 清掃

- ・共有する楽器や複数の人が頻繁に触れる取っ手、スイッチなどは毎日に消毒を行う。
- ・ノロウイルスの流行時期には消毒に次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

7) 部屋の換気

- ・空気感染対策のため、セッション毎に換気を行う。
- ・湿度を保つため、冬場には加湿器を用いる。

8) 職員の衛生管理

- ・ 事業所で働く全ての職員は、年に1回の健康診断を必ず受ける。
- ・ 二次感染等の予防のため、インフルエンザの予防接種はできる限り受ける。
- ・ 動きやすい、清潔な服装を心掛け、汚れたら着替えるように準備しておく。
- ・ 華美なアクセサリー等は着用しない。
- ・ 風邪等の症状があるときにはマスクを着用する。
- ・ 体調不良時や感染症に感染した場合は、必ず管理者または上司に報告し、勤務を考慮する。

9) 利用者の情報

- ・ 利用者の罹患歴の把握、日常の健康状態の把握を行う。また、学校や他の施設の感染症情報の収集に努める。

3. 感染症発生時の対応

1) 感染症発生の連絡が家族等からきた場合

- ⇒ 発病もしくは潜伏期間と思われる時期の確認する。
- ⇒ 接触した可能性のある利用者、職員を特定する。
- ⇒ 感染の可能性のある人へ速やかに連絡し、感染の拡大を防ぐための対応依頼を行う。
- ⇒ 職員間で情報を共有し、消毒範囲の拡大、手洗いの徹底などを確認する。

※感染症疾患に罹患した場合及び感染症により通学(通園)しているクラスが学級閉鎖(休校)になった場合は、事業所の利用を控えていただく。通所に関しては、登校及び通園の再開に準ずる。

- 2) 学校や他のサービス提供施設からも感染症発生状況の情報を得て、当施設での感染拡大を防ぐ対応を行う。
- 3) 集団発生が疑われるなど、必要な場合は保健所へ連絡して助言を受ける。
- 4) 新型コロナウイルス感染症も以上の感染症発生時の対応と同様とする。

5. 利用者等に対する当該マニュアルの閲覧

利用者等は、いつでも本マニュアルを閲覧することができる。また、当事業所のホームページに公開する。

(附則)このマニュアルは令和3年4月1日より施行する

この変更マニュアルは令和6年4月1日より施行する